

法務局
司法書士会による

無料

未来につなぐ

相続登記相談会

相続登記をお忘れではありませんか？

相続登記に関するご相談をお受けします！

<秘密厳守>

日時

平成30年

6月30日(土)

午前10時から午後4時まで

※予約優先

場所

鈴鹿市男女共同参画センター

(ジェフリーすずか)

鈴鹿市神戸2丁目15-18(かんべ再開発ビル3階)

- ※ 相談時間は、お一人様30分程度とさせていただきます。
当日、予約がなくても相談を受け付けますが、予約をされた方を優先させていただきますので、ご了承ください。
なお、登記申請の事前審査的な相談には応じられません。



人権イメージキャラクター 人権イメージキャラクター
人KENまる君 人KENあゆみちゃん

【予約・お問い合わせはこちらまで】

津地方法務局鈴鹿出張所

TEL 059-382-1171

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日休み)

※予約申込みの際は、「相続登記相談会の予約」とお伝えください。

主催 津地方法務局・三重県司法書士会

ご存じですか？

あなたの相続手を応援します！

「法定相続情報証明制度」

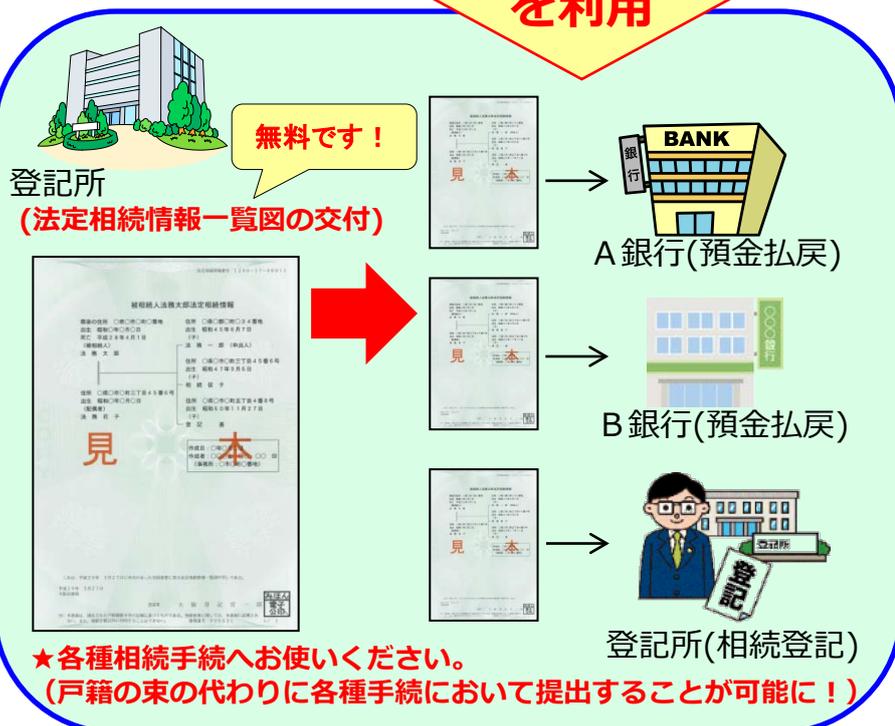
平成29年5月から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

●相続が発生したときの一般的な流れ



新制度 を利用



ポイント①

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

ポイント②

戸籍の収集や一覧図の作成に時間的な余裕がない場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記

をお忘れなく！

次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の手続の詳細は、津地方法務局HP  をご覧ください。

津地方法務局